

# 令和元年度名古屋市教育委員会第35号議案

## 令和元年度末名古屋市公立学校教職員人事異動基本方針

令和元年12月9日

本市公立学校の現状をふまえ、市民の大きな期待と信託にこたえて、学校教育の一層の充実と発展を図るために、次の基本の方針及び実施方針により全市的視野に立って年度末人事異動を実施する。

### I 基本の方針

- 1 清新の気を流入し、教育意欲の高揚を図る。
- 2 公正かつ適正な異動を行い、人事の刷新を図る。
- 3 広く人材を登用し、学校教育の活性化を図る。
- 4 適材を適所に配置し、教職員構成の均衡を図る。

### II 実施方針

#### 1 校（園）長・教頭

##### (1) 新任

- ① 登用に当たっては、次の点を総合的に評価し、公正かつ慎重に行う。
  - ア 高い教育的識見と豊かな包容力を有すること。
  - イ 経営管理の才幹と優れた指導力を備えていること。
  - ウ 時代の進展に深い洞察力をもち、これに対処し得る能力をもつこと。
  - エ 健康で、信頼と敬愛を受けるに足る資質を有すること。
- ② 本人の能力、特性により適材を適所に配置する。

##### (2) 転任

学校経営の充実と発展を図るため諸般の事情を考慮して配置換えする。

#### 2 教員（栄養教諭を除く。）

##### (1) 新任

- ① 本市教育委員会の教員採用計画に基づいて採用する。
- ② 学校の教員構成を検討して適材を適所に配置する。

##### (2) 転任

学校・園の事情を考慮し、次の点を総合的に判断して公正かつ慎重に行う。

###### ① 小学校・中学校・特別支援学校

- ア 同一校に引き続き8年在職している者は配置換えする。
- イ 配置換えを希望する者については、勤務状況・指導能力・校種別歴任校・在職年数等、諸般の事情を考慮して行う。
- ウ 配置換えを必要と認める者については、勤務状況・指導能力・校種別歴任校・在職年数等諸般の事情を考慮して行う。

###### ② 高等学校・幼稚園

小学校・中学校・特別支援学校に準じて実施する。

### 3 栄養教諭

#### (1) 新任

本市教育委員会の教員採用計画に基づいて採用する。

#### (2) 配置

小学校については原則 1 行政区当たり 2 校以上、中学校については特に必要と認めた学校に、また、特別支援学校については全校に配置する。

#### (3) 転任

- ① 同一校に引き続き 5 年配置している者は配置換えする。
- ② 配置換えを希望する者については、勤務状況・在職年数等、諸般の事情を考慮して行う。
- ③ 配置換えを必要と認める者については、勤務状況・在職年数等、諸般の事情を考慮して行う。

### 4 事務職員（高等学校を除く。）

#### (1) 係長級事務職員

##### ① 配置

係長級事務職員は、係員段階事務職員とは別に小学校、中学校及び特別支援学校に配置する。なお、係長級事務職員は、小学校及び中学校については、全市的な立場に鑑み、市内全域に均等に配置するよう努め、特別支援学校については全校に配置する。

##### ② 転任

全市的な立場で本市の学校事務の円滑な運営と発展を図るため諸般の事情を考慮して配置換えする。

#### (2) 係員段階事務職員

##### ① 配置

- ア 1 校に 1 名配置する。
- イ 特に必要と認めた学校及び特別支援学校に複数配置する。
- ウ 新規採用者は複数配置校に配置するよう努める。

##### ② 転任

- ア 同一校に引き続き 5 年在職している者は配置換えする。
- イ 配置換えを希望する者については、勤務状況・在職年数等、諸般の事情を考慮して行う。
- ウ 配置換えを必要と認める者については、勤務状況・在職年数等、諸般の事情を考慮して行う。

### 5 学校栄養職員

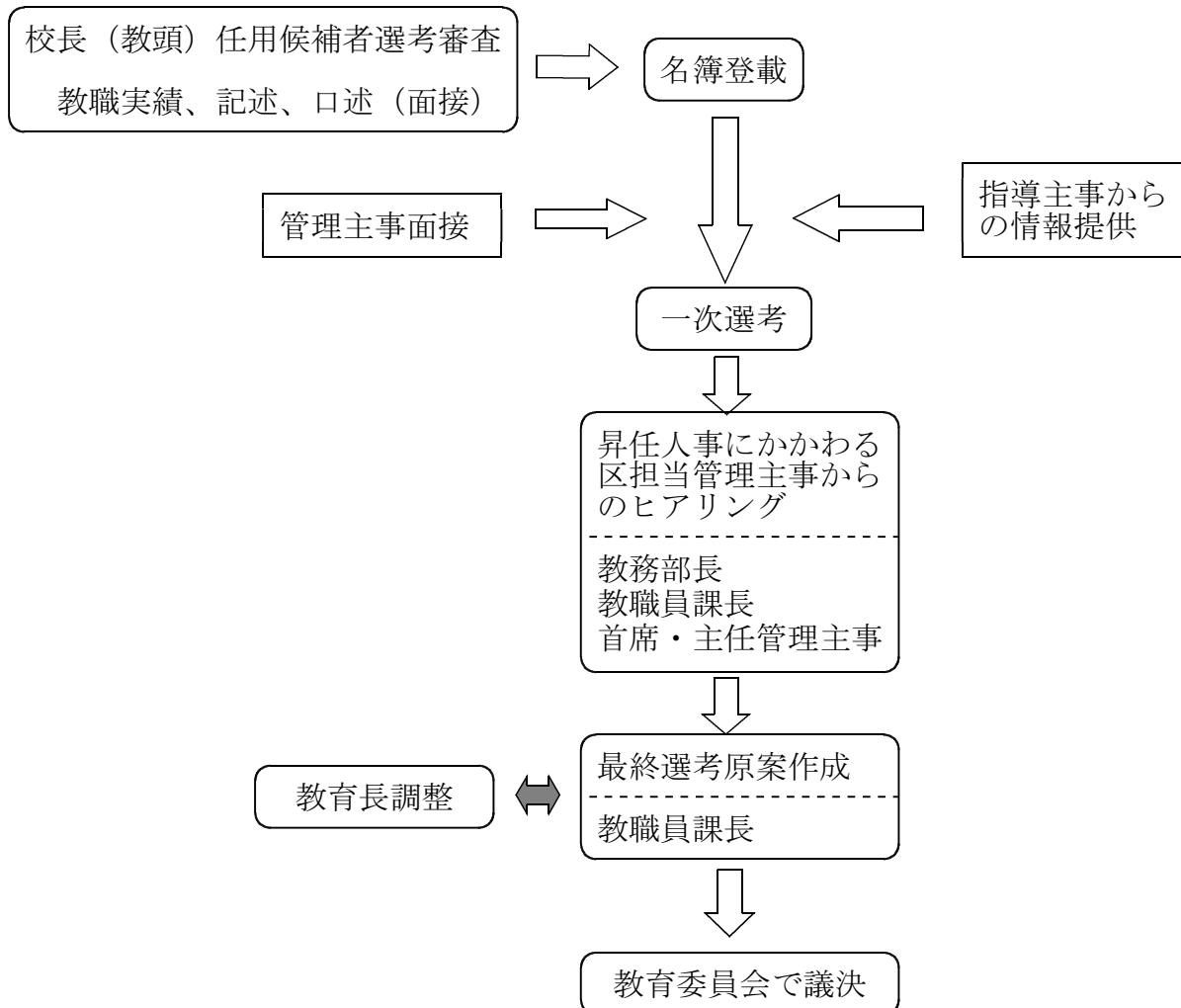
学校栄養職員については栄養教諭の(2)(3)に準ずる。

## 1 校（園）長・教頭について

### <人事異動の重点>

- ① 学校を取り巻く現状を把握し、課題解決の方法を策定・実施して学校運営を推進する能力をもった管理職の登用を図る。
- ② 若手と女性管理職の登用を図る。

### <校園長（教頭）任用の手順>



### <管理職の新任（転任）>

30年度末

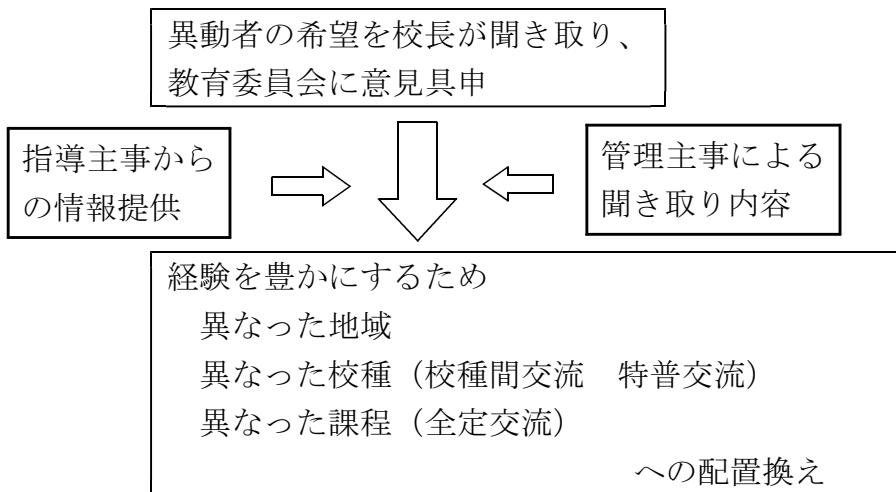
区分	高等学校	特別支援学校	中学校	小学校	幼稚園	計
校(園)長	4 (2)	0 (3)	15 (24)	43 (39)	3 (5)	65 (73)
教頭	4 (6)	2 (0)	19 (11)	43 (41)	-	68 (58)

## 2 教員について

### <人事異動の重点>

- ① 生徒指導上の課題克服のため、適材を適所に配置する。
- ② 学力および体力向上のため、適材を適所に配置する。
- ③ 特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育への知識や経験をもつ人材を配置する。

### <一般人事異動の手順>



## 3 事務職員、栄養教諭・学校栄養職員について

### <人事異動の重点>

- ① 全市の立場で事務運営の適正化と活性化を図り、事務職員に対して指導助言ができるよう、エリア内の各学校事情を踏まえ、係長級事務職員を配置
- ② 職務の適正化・平準化・効率化を図るため、学校間連携を実施するブロック内に経験豊富な人材を配置する。
- ③ 食に関する指導の充実を図るため、栄養教諭・学校栄養職員をその能力が発揮できる学校に配置

### <人事異動の手順>



## 令和元年度末名古屋市公立学校教職員人事異動実施要項

令和元年度末人事異動基本方針に基づき、教育意欲の高揚、人事の刷新、学校教育の活性化、教職員構成の均衡を図るため、各校種の特性を勘案し、人事異動の具体的な進め方について必要事項を以下のように定める。

## 1 教員（栄養教諭を除く）の人事について

## &lt;高等学校&gt;

- (1) 各校の教育課程の円滑な実施を図るため、将来の教員構成を見通して配置換えする。
- (2) 新規採用以来同一校勤務者については、教職経験を豊かにするため、できるだけ配置換えする。  
また、同一校における永年勤務者についても、可能な範囲内において配置換えする。
- (3) 定時制教育の充実のため勤務年数等も考慮し、全日制・定時制課程間の配置換えに努める。
- (4) 中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園への配置換え（校種間交流）を希望する者は別途審議する。

## &lt;小学校・中学校・特別支援学校&gt;

- (1) 同一校に引き続き8年在職している者は配置換えする。ただし、59歳の者は配置換えしないこともある。
- (2) 新規採用以来同一校に6年以上在職している者には、配置換えを強く進める。
- (3) 配置換えを希望することのできる者は、同一校在職3年以上の者とする。
- (4) 配置換えを必要と認める者は、別途審議する。
- (5) 中学校区内居住者には、配置換えを強く勧める。
- (6) 同一校に3年以上在職し、下記ア・イに該当する者は別途審議し、交流を図る。
  - ア 高等学校、中学校、小学校、幼稚園への配置換え（校種間交流）を希望する者
  - イ 特別支援学級・特別支援学校から普通学級、普通学級から特別支援学級・特別支援学校への配置換え（特普交流）を希望する者
- (7) 配置換え対象者には、教職経験を豊かにするために、歴任校を勘案し異なった地域への配置換え及び校種間等の交流を強く勧める。

## &lt;幼稚園&gt;

- (1) 各園の教育課程の円滑な実施を図るため、将来の教員構成を見通して配置換えする。
- (2) 新規採用以来同一園勤務者については、教職経験を豊かにするため、積極的に配置換えする。  
また、同一園における永年勤務者についても、配置換えを進める。
- (3) 高等学校、中学校、小学校、特別支援学校への配置換え（校種間交流）を希望する者は別途審議する。

## 2 栄養教諭の人事について

- (1) 食中毒対策など衛生管理面やアレルギー対応の強化に留意し、学校規模や全市的配置状況を考慮して教育委員会が必要と認めた学校に3年から5年配置する。ただし、小学校給食調理等業務委託校には配置する。
- (2) 同一校に引き続き5年配置している者は配置換えする。ただし、59歳の者は配置換えしないことがある。
- (3) 配置換えを希望することのできる者は、同一校在職3年以上の者とする。
- (4) 配置換えを必要と認める者は、別途審議する。
- (5) 中学校区内居住者には、配置換えを強く勧める。

## 3 事務職員（係長級、高等学校事務職員を除く）の人事について

- (1) 同一校に引き続き5年在職している者は配置換えする。ただし、59歳の者は配置換えしないことがある。
- (2) 新規採用以来同一校に5年以上在職している者及び新規採用以来同一の複数配置校に3年以上在職している者は、経験を豊かにするために配置換えする。  
なお、新規採用以来同一の複数配置校に在職3年未満の者には、配置換えを強く勧める。
- (3) 配置換えを希望することのできる者は、同一校在職3年以上の者とする。
- (4) 配置換えを必要と認める者は、別途審議する。
- (5) 中学校区内居住者には、配置換えを強く勧める。

## 4 学校栄養職員の人事について

学校栄養職員は栄養教諭に準ずる。

## 5 付記

- (1) 特別な事情により配置換えをしない者については、別途審議する。
- (2) 所有する普通免許状の範囲内で担当教科の変更をする場合は、別途審議する。
- (3) その他、実施要項によりがたい場合は、別途審議する。